

## 【ボート免許の身体検査合格基準】

### ◆視力

矯正視力両眼とも0.5以上であること。(矯正可)

ただし、一眼の視力が0.5未満の場合は他眼の視野が左右150度以上、かつ視力が0.5以上であること。

### ◆色覚

夜間において船舶の灯火の色を識別できること。

灯火の色が識別できない場合は、日出から日没までの間において航路標識の彩色を識別できれば、航行する時間帯が限定された免許が取得できます。

### ◆聴力

5メートル以上の距離で話声語(普通の大きさの声音)の弁別ができること。(補聴器可)

ただし、話声語の弁別ができない場合であっても、5mの距離において70.5デシベルの汽笛音の弁別ができること。

### ◆疾病および身体機能の障害

軽症で勤務に支障をきたさないと認められること。

ただし、身体機能の障害があった場合でも小型船舶の操縦に支障がないと認められる場合は、船舶の設備や航行の目的を限定した免許を取得することができます。